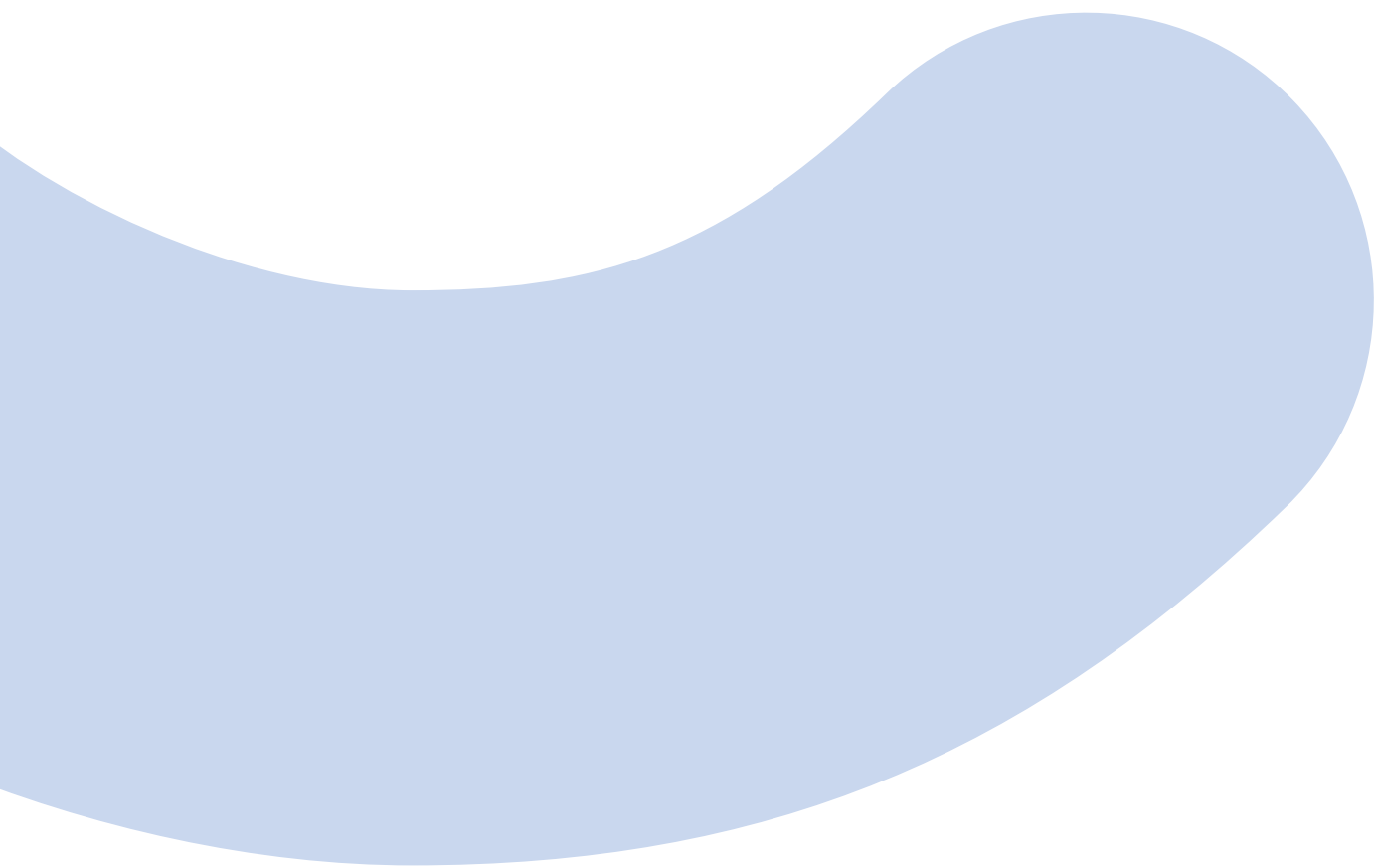


第 2 期 大 竹 市 まちづくり基本計画

大竹市地方創生総合戦略
大竹市国土強靱化地域計画



市長あいさつ

「大竹はよいまちだ。」「大竹が大好きだ。」「大竹のまちを誇りに思う。」誰もが自信を持ってそう言えるようなまちを目指して、市民の皆さまと一緒に大竹市まちづくり基本構想と第1期大竹市まちづくり基本計画をつくり上げてから4年が経過しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行により私たちを取り巻く環境は大きく変化し、デジタル化の進展等により、暮らし方や働き方が多様化しました。しかし、新たな課題や需要も生じ、行政は日々、対応を求められています。また、様々な分野で物価高騰や人手不足が深刻化しており、これまで通りのサービスを維持することが困難になることも想定されるなど、自治体を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

こうした状況はしっかりと受け止め、将来を見据えて前向きに、大竹市まちづくり基本構想に掲げる『笑顔・元気♡かがやく大竹』実現のため、第2期大竹市まちづくり基本計画を策定しました。

まちの理想の姿を実現するためには、行政の力だけでなく市民の皆さま一人ひとりの、まちを愛する気持ちが必要です。一人ひとりが、それぞれの役割を果たしながら、少しずつ、まちに愛情を注いでいただくことが、まちづくりの大きな原動力となります。

結びに、本計画の策定にあたり、市総合戦略推進会議や市議会、市民アンケートなどにおいて、たくさんの皆さまから貴重なご意見、ご提案をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

ぜひ皆で、笑顔と元気にあふれ、かがやく大竹のまちを、つくり上げてまいりましょう。

令和7(2025)年3月
大竹市長 入山 欣郎

第 2 期
大 竹 市
まちづくり基本計画



みんなが
笑顔で元気に
輝くまちへ





Contents

I 序論

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ・構成	2
3 計画期間	3
4 SDGsの推進	3
第2章 関連する市の計画の概要	5
1 基本構想の概要	5
2 大竹市人口ビジョンの将来展望	11
3 土地利用方針	13
第3章 社会潮流と市の現況	17
1 社会潮流	17
2 大竹市の現況	19
第4章 まちづくりの課題	25
1 第1期基本計画の評価	25
2 市民アンケートからみる課題	26
3 市民アンケートからみる分野別評価	33
4 市民アンケートからみるデジタル化の取組	34

II 第2期基本計画及び 大竹市地方創生総合戦略

第1章 計画の視点と関連計画の位置づけ	37
1 計画の視点と関連計画の位置づけ	37
第2章 重点戦略(総合戦略)	38
1 総合戦略の趣旨	38
2 基本的事項	38
3 計画期間	38
第3章 分野別計画	43

III 大竹市国土強靱化地域計画

第1章 計画の基本的な考え方	99
1 計画策定の趣旨	99
2 計画の位置づけ	100
3 計画期間	100
第2章 地域を強靱化する上での目標	101
1 本市の概況・特性	101
2 想定するリスク	103
3 地域を強靱化する上での目標	105
第3章 脆弱性評価	106
1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定	106
2 脆弱性評価の結果	108
第4章 リスクへの対応策	113
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	113
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	119
3 必要不可欠な行政機能は確保する	125
4 経済活動を機能不全に陥らせない	127
5 情報通信サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	129
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	132
第2期基本計画の分野と対応施策の関係性	135
第5章 重点化する施策	139
1 重点化の考え方	139
2 重点化する施策	140

IV 資料編

第1章 関連資料	143
1 策定体制	143
2 分野ごとの施策及びSDGs一覧表	147
3 第1期基本計画のKPI(重要業績評価指標)達成状況一覧表	149
4 第2期基本計画のKPI(重要業績評価指標)一覧表	151



I 序論





Chapter.01

はじめに

1 計画策定の趣旨

大竹市(以下「本市」)では、昭和50(1975)年以降、まちづくりの長期指針として総合計画を策定し、市の将来像を掲げて、実現に向けさまざまな施策を推進してきましたが、平成23(2011)年の地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正により、総合計画の策定は市の判断に委ねられることとなりました。そこで本市では、何十年先も守りたい市民の幸せを具現化した理想のまちの姿を描き、その実現に向けて市民と行政が一体となって進めていく未来志向の新たなまちづくりの計画として、「大竹市まちづくり基本構想」(以下「基本構想」)及び「第1期大竹市まちづくり基本計画」(以下「第1期基本計画」)を令和2(2020)年度に策定しました。

基本構想では、「笑顔・元気♡かがやく大竹」を将来像に掲げ、その実現に向けて第1期基本計画に基づき、まちづくりを進めてきました。第1期基本計画が令和6(2024)年度をもって終了することから、第2期大竹市まちづくり基本計画(以下「第2期基本計画」)の策定にあたっては、第1期基本計画の進捗状況のほか、社会問題となっている少子化・高齢化の進行等に加え、市民生活に重大な影響を及ぼしていた新型コロナウイルス感染症やデジタル・トランスフォーメーション(以下、「DX」)の進展による社会のデジタル化等、社会情勢の大きな変化を踏まえて検討しました。

また、全国的な問題として続いている人口の減少が、コロナ禍での出生数の低下等により、一層深刻な状況となっています。本市でも現役世代である支える人が減少し、それに付随するまちの機能の低下が懸念されていますが、人口減少の問題が短期間で好転することは難しいものと認識しています。対策を行いながらも、今を生きる世代が、いかに充実した暮らしができるかを考えて、人口減少と上手に付き合いながらまちの機能を維持し、活力を損なわない、持続可能な地域社会を構築することが求められています。

第2期基本計画は、この持続可能な地域社会を構築するために、総合的かつ計画的にまちづくりを推進していくことを目的として策定します。

2 計画の位置づけ・構成

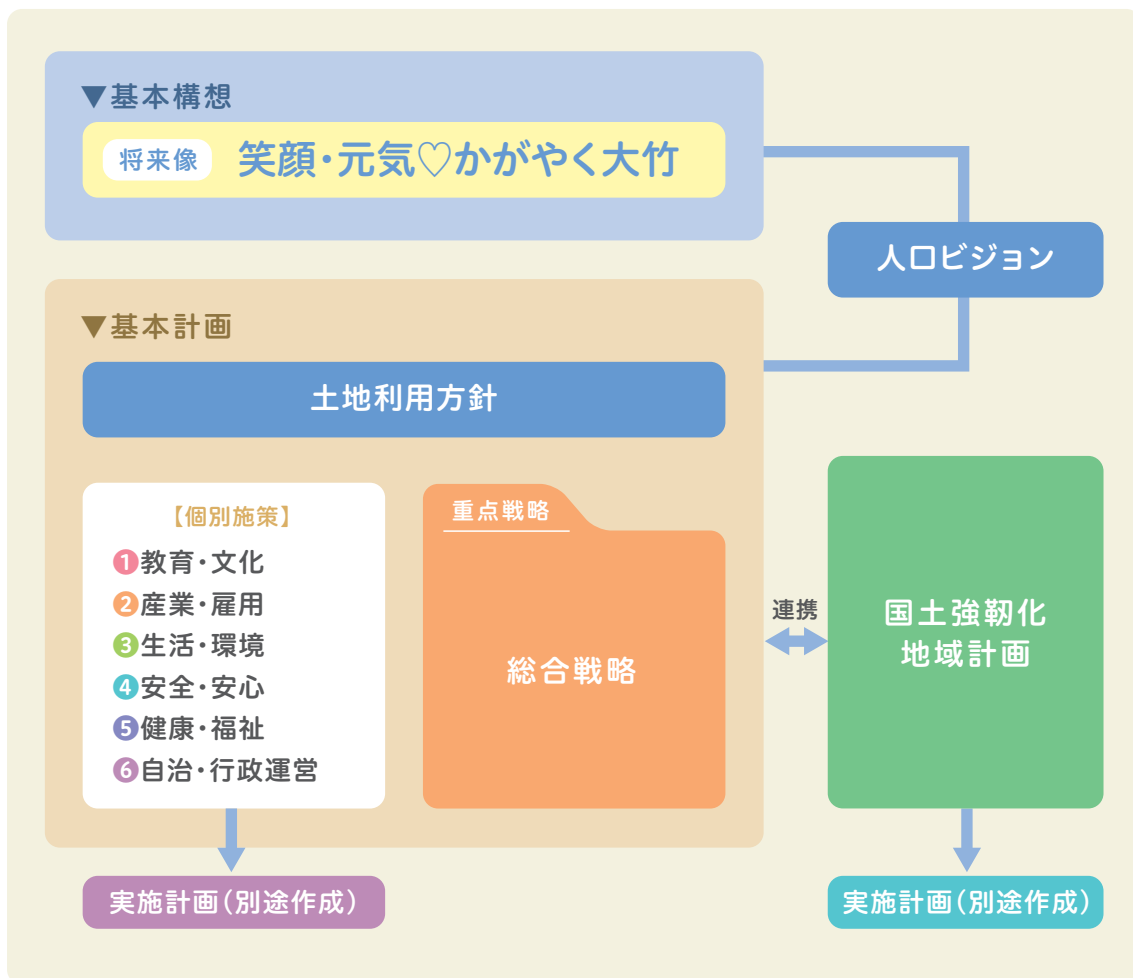
(1) 計画の位置づけ・構成

基本構想は、本市がまちづくりを行う上での最上位に位置づけられる計画です。計画期間を定めずに、将来にわたって掲げたいまちづくりの理念や実現したい将来像を示したものであり、まちづくり全般にわたる内容となっています。

また、第2期基本計画の施策体系や方向性を踏まえて具体的な事業内容を定めたものが、第2期大竹市まちづくり基本計画実施計画（以下、「実施計画」）です。

第2期基本計画及び実施計画は、基本構想で示すまちの姿の実現に向けた長期的な土地の利用方針を示した土地利用方針を含めて作成しており、人口ビジョンを踏まえるとともに、大竹市国土強靱化地域計画と連携した本市独自の計画として構築したものです。

▼計画の構成図





3 計画期間

第2期基本計画の計画期間は令和7(2025)年度～令和11(2029)年度の5年間で、実施計画は毎年、実績や現状・課題に基づき見直しを行います。

▼計画期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第1期まちづくり基本計画				第2期まちづくり基本計画【本計画】				

4 S D G s の推進

S D G s (エス・ディー・ジーズ)とは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択され、令和12(2030)年までの長期的な開発の指針として採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの中核を成す持続可能な開発目標であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。本市においてもこれらの目標を踏まえ、各施策を推進します。

▼S D G s・17の目標(ゴール)





Chapter.02

関連する 市の計画の概要

1 基本構想の概要

(1) 基本構想

基本構想は、幸せあふれる大竹市の未来づくりに向けて、「こんなまちにしよう」という想いと決意を宣言した計画です。「未来にあふれる8つの幸せ」の実現に向けて、市民が「幸せづくりの未来宣言」をすることで、まちづくりの将来像を示す形式を採っています。そして、市民生活に関わる分野別のまちのあり方等を「分野別取組宣言」として示し、「笑顔・元気♡かがやく大竹」を市の将来像に掲げています。

策定にあたっては、さまざまな年代の市民の集まりである、おおたけ未来創造会議、市職員によるアイデアミーティングや大竹市まちづくり基本構想策定審議会等により、市の将来像を議論しました。

基本構想は、全ての市民が共有するまちづくりの理念であり、市民にとっての幸せとは何か、またそれをどのようにして生み出していくかを市全体で考え、行動していくための出発点となるものです。

▼ 基本構想の全体図

【市の将来像】笑顔・元気♡かがやく大竹

未来にあふれる 8つの幸せ	幸せづくりの 未来宣言	分野別 取組宣言
- 豊かな自然と共存できる幸せ - 笑顔と優しさに包まれる幸せ - 活気にぎわいにあふれる幸せ - 子どもが健やかに育つ幸せ - 生涯安心して暮らせる幸せ - 安全で快適に過ごせる幸せ - 大好きなまちで生きられる幸せ - 学び、成長できる幸せ	● 自然・暮らし・産業が調和した魅力あふれるまちをつくります ● あたたかい心で支え合い、笑顔が生まれるまちをつくります ● 新しい歴史と文化の創り手として、未来に誇れるふるさとをつくります	- 教育・文化 - 産業・雇用 - 生活・環境 - 安全・安心 - 健康・福祉 - 自治・行政運営

① 未来にあふれる8つの幸せ

アンケート等による市民意向から、大竹市は比較的住みやすいまちであり、まちへの愛着心も高く、幸せを感じている市民が多いことが分かりました。現在のまちの良さや、市民が感じている幸せを守り、より高めていくために、何十年先の未来でも実現していきたいまちの姿を「未来にあふれる8つの幸せ」として掲げています。



豊かな自然と
共存できる
幸せ

水と緑に囲まれ心地よい空気に満ち、多くの人が訪れています。
人と自然が共存し、豊かな恵みによって暮らしが営まれています。



笑顔と
優しさに包まれる
幸せ

あたたかさに包まれ、笑顔があふれています。
みんなで見守り、支え合い、自分らしい生き方ができています。



活気とにぎわい
にあふれる
幸せ

商工業が活気にあふれ、まちがにぎわっています。
やりがいにあふれ、誰もが充実感を持って過ごしています。



子どもが健やかに
育つ幸せ

子育ての喜びに包まれながら、子どもたちが健やかに育っています。



生涯安心して
暮らせる幸せ

保健・医療・福祉が充実し、住み慣れた地域で安心して暮らしています。



安全で快適に
過ごせる幸せ

道路や交通機関等、暮らしに必要なものが整い、住みやすさを感じられます。
犯罪や事故の少ない安全な暮らしが守られています。



大好きなまちで
生きられる幸せ

まちの歴史を大切にし、新たな文化を育んでいく気概に満ちています。
誰もが大竹への愛着と誇りを持ち、心豊かに生活しています。



学び、成長
できる幸せ

教育が充実し、大竹で生まれ育った多くの人たちが広く社会で活躍しています。
学び、挑戦し、成長できる環境の中で、誰もが輝いています。

② 幸せづくりの未来宣言

「未来にあふれる8つの幸せ」の実現に向けて、先人たちが築き、残してくれた大竹市を、さらに幸せ感の高いまちとして未来の市民へ引き継ごうという市民の決意を宣言形式で示したものです。

市民ワークショップや市民アンケート等で、市民がイメージする未来のまちのあり方を、大竹市民の行動規範である大竹市民憲章を土台に言語化したこれらの宣言は、将来にわたって受け継ぎ、守り、発展させていくべき大竹の良さであり、市全体で共有すべき、普遍的なまちづくりの理念と位置づけています。

1

自然・暮らし・産業が調和した 魅力あふれるまちをつくります

私たちは、豊かな自然とその恵みに感謝し、自然と暮らし、産業が調和した、安全で住みやすい、魅力いっぱいのまちをみんなでつくります。



2

あたたかい心で支え合い、 笑顔が生まれるまちをつくります

私たちは、お互いを尊重し支え合えるあたたかい関係を築き、日々の生活に喜びや楽しさを見つけながら、笑顔があふれ、心豊かに暮らせるまちをみんなでつくります。



3

新しい歴史と文化の創り手として、 未来に誇れるふるさとをつくります

私たちは、先人たちの歴史や文化を受け継ぎ、まちづくりの主役として、未来に誇れるふるさと・おおたけをみんなでつくります。



③ こんなまちをつくります～分野別取組宣言～

「幸せづくりの未来宣言」に基づき、それぞれの分野で目指し、実現したいまちの姿を示したものです。「自治・行政運営」は、各分野で目指すまちづくりを後押しする力として位置づけています。



4 基本構想の紙面

基本構想は行政計画ですが、市民に親しみを持ってもらいたいとの思いから、絵本のように気軽に読める冊子にしています。大竹市出身のイラストレーターの秦景子さんがイラストを手がけています。

未来の市民である祖父母とその孫が、未来から現在へタイムスリップするストーリー仕立てにしています。



(表紙)



(裏表紙)

「未来の大竹」

おおたけ未来創造会議で、若い世代や大人たちが大竹の良いところとして挙げた、ほどよい田舎をイメージしています。近未来的なインフラや建物等、目に見える形での都市的発展ではなく、自然と調和したほどよい田舎感のある居心地の良いまちで、市民が高い幸福感とまちへの愛着を持って暮らしている姿を表しています。



「未来にあふれる8つの幸せ」

成長や発展を願う大きなこいのぼりのコイで表現しています。その周りには、おおよそ未来創造会議で市内の小学生が、未来への希望や幸せとともに描いた小さなこいのぼりのコイを配置し、大きなコイと小さなコイが一緒になって泳ぐ姿を、未来に幸せがあふれている光景として表現しています。



「幸せづくりの未来宣言」

こいのぼりを掲げ、未来のまちづくりへの決意をする市民の姿を描いています。

こいのぼりの周りで、市民がタネを撒いたり、話し合いをする等、未来のまちの幸せづくりのための行動を始めています。



「分野別取組宣言」

花を育てるように、各分野でまちづくりにみんなで関わり、育んでいくイメージを描いています。

「こんなまちをつくらう」という市民の想いが色とりどりの花を咲かせ、その様子を幸せのコイたちが見守っています。このコイが大きく育った姿が「未来にあふれる8つの幸せ」のコイです。



2 大竹市人口ビジョンの将来展望

(1) 大竹市人口ビジョン(R7.3改訂)

本市の人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示するものです。また、施策の効果が表れた場合の将来人口見通しを長期的推計として、各行政分野の個別計画等において活用しています。

人口減少に対するまちづくりの方向性として、本市では次の3つの基本目標を掲げています。

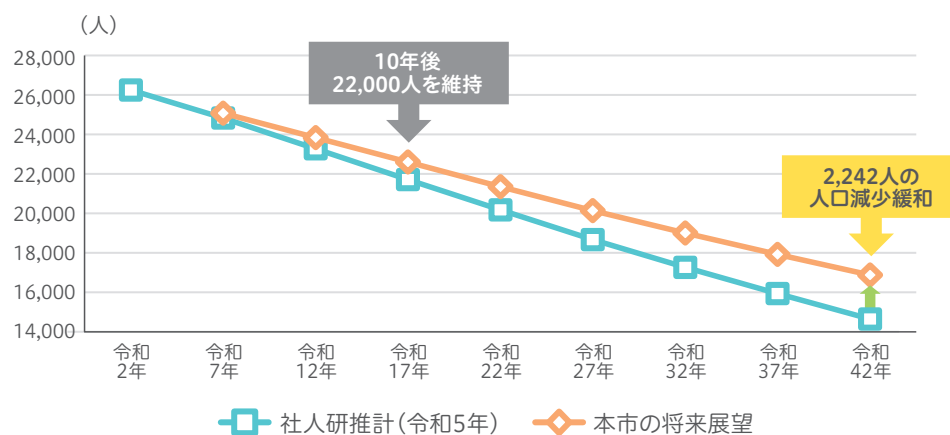
▼目指すべき将来の方向性

- ① 子育て等に関する希望の実現
- ② 安心して働ける環境の整備
- ③ 持続可能な生活基盤の確保

国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」)の人口推計によると、本市の人口は、令和42(2060)年には14,620人に減少することになります。

目指すべき将来の方向性につながる取組を実施し、出生率の改善と転入増加・転出抑制の施策効果により、令和17(2035)年には人口22,000人の維持を目指し、令和42(2060)年には社人研推計と比べて2,242人の人口減少緩和を図ります。

▼本市の人口推計







3 土地利用方針

(1) 基本理念

本市が有する自然的・都市的・文化的資源は、市民共通の財産であり、豊かな生活や生産等のさまざまな市民活動の共通基盤となっています。

自然環境や生態系の保全を第一に、各地域が持つ自然的・社会的・経済的・文化的な条件に配慮し、本市の特徴を生かした土地利用を進めることで、市民が健康で文化的な生活ができ、安全で快適な環境を確保することを基本理念とします。

(2) 土地利用の基本方針

① 都市地域等

一体の都市として総合的に整備・開発・保全を行う必要がある地域で、本市では、都市計画法(昭和43年法律第100号)における都市計画区域として指定されています。都市計画区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域と市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に区分されます。また、これらの区域以外は、都市計画区域外となっています。

都市計画区域

< 市街化区域 >

本市の生活・産業・経済の中心として、都市基盤や生産基盤が整った、高次都市機能が集積する高度な土地利用を行います。市街地としての健全な発展と秩序ある整備を進める一方で、優良農地や森林地域等を保全し、活用します。また、持続可能な都市の構築に向け、都市機能の強化や空き地・空き家の解消、無秩序な市街化の広がり等の抑制等、適正な土地利用を誘導するとともに、災害に対する安全性や治安等、市民が安心して暮らすことのできる市街地形成を進めます。

なお、市街化区域では、魅力ある都市環境の構築に向けて、次の3地区に区分し、開発の方針を定めます。

賑わい創生地区

鉄道駅周辺や商店街において高次都市機能を整え、魅力と親しみのある市街地形成を図り、賑わいをつくります。また、海岸部においては、商業施設や公園、文化・スポーツ関連施設等、海辺のアメニティ・レクリエーションの拠点となる土地利用を進めます。

環境共生型産業地区

国際化・高度情報化等の進展による社会環境の変化に対応した産業・流通基盤を充実させ、産業の活性化につなげます。

居住環境調和地区

魅力的な景観や日照・風通しが確保され、ゆとりと緑のある良好な住環境を計画的につくります。

<市街化調整区域>

市街化区域と連携して必要な生活機能を維持しつつも、原則、都市的土地利用を抑制し、農地や自然環境の保全・活用を図ります。

都市計画区域外

原則、都市的土地利用を抑制し、自然環境との共生や地域の資源を保全・活用しながら、集落やコミュニティを維持します。また、市街化区域と連携して生活機能、生活利便性を維持します。

② 農業地域

農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域で、本市では都市計画区域外の一部に指定されています。

農業地域では、原則、都市的土地利用を抑制し、自然環境との共生や地域の資源を保全・活用しながら、集落やコミュニティを維持します。

また、農用地の保全と有効活用を図るとともに、土地の有効利用、生産性の向上等の観点から必要に応じて、新たに必要とされる農用地の確保・整備や担い手への農地の集積・集約の促進等に取り組むこととし、他用途への転用は行わないものとします。

③ 森林地域

森林として利用すべき土地があり、林業の振興や森林の有する多面的機能の維持増進を図る必要がある地域で、本市では、都市計画区域内・都市計画区域外に関わらず広く指定されています。

将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や森林の整備及び保全の推進を図り、原則、都市的土地利用を抑制します。

④ 自然公園地域

優れた自然の風景地で、その保護及び適正な利用を図る必要がある地域で、本市では、三倉岳一帯と甲島の一部、瀬戸内海の一部が指定されています。

自然公園地域は、自然公園が優れた自然の風景地であり、市民の保健、休養及び教育・学習活動の場に資するものであることから、優れた自然の保護と適正な利用を図ります。



(3) 土地利用区分別の基本方向

① 農地 //////////////////////////////////////

市街化区域においては、地域の特性や周辺の土地利用との調和、防災機能などに配慮しながら都市的土地利用への転換を基本としますが、生産性の高い農地は、農地としての活用・保全を進めます。

市街化調整区域と都市計画区域外では、地域の事情や地域住民の意向に配慮しつつ、農用地の保全と有効活用を図るため、集落の特徴に応じた良好な生産環境と生活環境の一体的な形成を進めるなど、計画的かつ適切な土地利用を行います。

② 森林 //////////////////////////////////////

森林の適切な伐採による木材生産や水源のかん養、土砂災害や山火事等の山地災害の防止、保健休養機能等、森林が持つ多様な機能を保つための整備を進めます。

③ 水面・河川 //////////////////////////////////////

自然環境や生物多様性に配慮した保全とレクリエーションや景観形成等の活用を進めます。また、大雨や地震、津波等の自然災害に対する防災対策を講じ、浸水被害の軽減に取り組みます。

④ 道路 //////////////////////////////////////

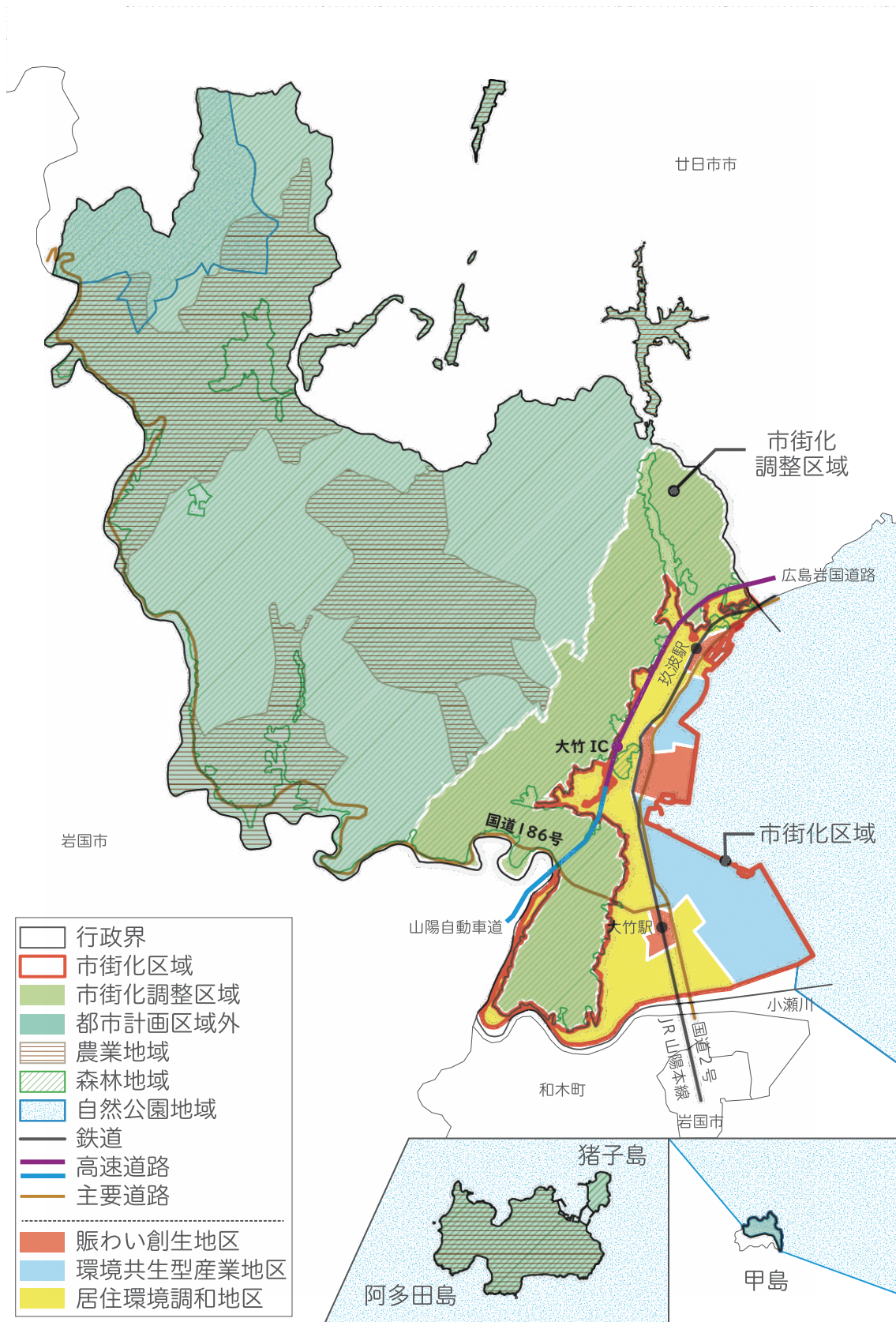
周辺自治体との連携や災害時の広域的なネットワークの形成、地域間のネットワークの効率化に向けた地域の道路整備を進めます。歩行者環境については、市民の健康に寄与する観点や高齢者や障害者等誰もが安心して利用できるバリアフリーの観点に基づいた歩行空間の整備を進めます。

⑤ 宅地 //////////////////////////////////////

市街化区域では、計画的で積極的な市街化を進め、本市の生活・産業・経済の中心として都市基盤や生産基盤が整い、高次都市機能が集積した高度な土地利用を進めます。また、用途地域をはじめとした都市計画制度等を活用した秩序ある市街化や空き地・空き家の解消を進め、魅力的な住宅地の供給を促進します。

市街化調整区域や都市計画区域外では、原則、宅地化を抑制し、無秩序な開発を防止します。

▼土地利用方針図



Chapter.03

社会潮流と市の現況

1 社会潮流

(1) 人口減少、少子化・高齢化の進行、 人生100年時代の到来

わが国の人口は平成20(2008)年をピークに減少局面に入り、令和22(2040)年には約1億1,000万人まで減少する見込みとなっています。出生数は減少し続ける中で、令和7(2025)年には団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)に達する等、少子化・高齢化による人口構造の変化が予測されます。特に75歳以上の人口が大きく増加することにより、医療・介護の需要が急速に増加することが想定されます。一方で、医療の高度化(再生医療等)や健康意識の高まりにより、健康寿命の延伸が期待されています。

(2) 安全・安心への意識の高まり

数々の大規模地震や、局地的な大雨、勢力の強い台風等、自然災害による被害は甚大化する傾向となっています。これらの災害から市民の生命や財産を守り、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、国土強靱化地域計画の下、事前防災及び減災、すみやかな復旧・復興等に資する取組等、強靱なまちづくりが求められます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は全世界的な生命・財産、経済・社会への深刻な影響を及ぼしており、今後、感染症に対するリスク管理が求められています。

さらに、子どもや女性を狙った犯罪や高齢者を狙った特殊詐欺等、複雑化・多様化した犯罪が発生しています。人々の暮らしを脅かす事案が発生しており、安全で安心して暮らせる社会の実現が求められています。

(3) 産業を取り巻く環境の変化

IoTやAIの進化、ロボットや自動運転等に代表される技術の革新がもたらす第4次産業革命の進展により、産業構造の転換が図られ、生産年齢人口の減少による労働力不足を補うことができる可能性も考えられます。また、新型コロナウイルスの感染防止対策として、テレワークや教育のICT環境の整備等が広がり、今後もICT化の動きが加速することが予想されます。こうした状況を背景として、仕事のあり方や労働市場に求められる人材や環境に対応していく必要があります。

(4) デジタル化社会に向けた取組

国の自治体DX推進計画では、社会経済活動全般のデジタル化を推進することは、単なる新技術の導入ではなく、制度や施策、組織のあり方等をそれに合わせて変革していく、社会全体のDXが新たな日常の原動力となり、日本が抱えてきた多くの課題解決や今後の経済成長につながるとしています。

そして、令和3(2021)年5月にデジタル改革関連法が成立、同年6月にはデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するデジタル庁の設置をはじめ、マイナンバーカードの利便性の向上、押印の見直し等を行い、国民目線で行政サービス向上に資する取組をできるものから積極的に実践していくとしています。

(5) 価値観の多様化

社会の成熟化に伴い個人の価値観が多様化するとともに、新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化とともに、仕事と生活の調和に加え、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、尊厳ある個人として尊重され、誰もがその人らしく、いきいきと暮らせる社会の構築が求められています。

(6) 脱炭素化の進展、循環型社会への移行

地球温暖化対策として、平成27(2015)年に採択された温室効果ガス削減の国際的枠組みであるパリ協定を契機に、世界で脱炭素化に向けた取組が行われ、化石燃料による発電が縮小し、持続可能な再生可能エネルギーの需要が高まっていくことが見込まれます。

(7) 協働のまちづくりの必要性の高まり

全国的に人口減少、少子化・高齢化、自治会加入率の低下、高齢者の労働意識の変化等、地域活動の担い手の減少により地域コミュニティの活力が低下しています。また、地域の間関係が希薄化する中、見守り活動や近隣の助け合い等、地域のつながりの大切さが再認識されており、市民の参画・協働の視点に立ったまちづくりが求められています。

(8) 人手不足の深刻化

人口が減少し高齢化が進む状況では、若年労働力の絶対量が不足することは明らかであり、高齢者世代の増加で需要が高まる介護分野や、復興需要等の建設投資が増加する建設分野をはじめ、さまざまな分野で深刻化する人手不足問題への対策が求められています。

2 大竹市の現況

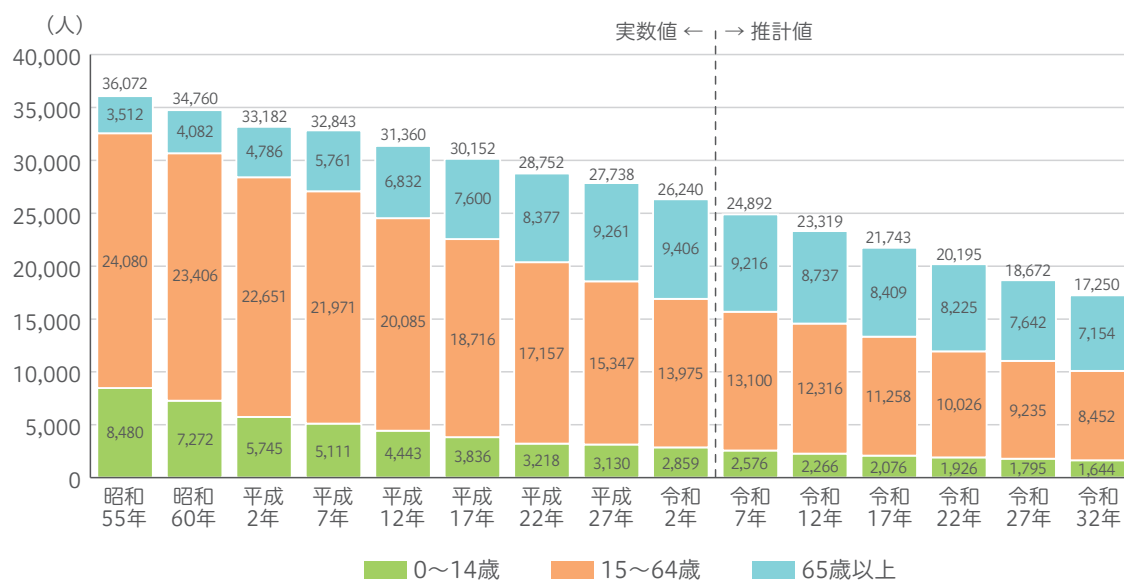
(1) 人口

本市の人口は、令和2(2020)年時点で26,319人となっています。

社人研の将来推計によると、令和32(2050)年には令和2(2020)年よりも約9,000人減少し、17,250人と予測されています。

年齢3区分別の人口構成比では、老年人口(65歳以上)の増加と生産年齢人口(15～64歳)・年少人口(15歳未満)の減少が年々進んでいます。

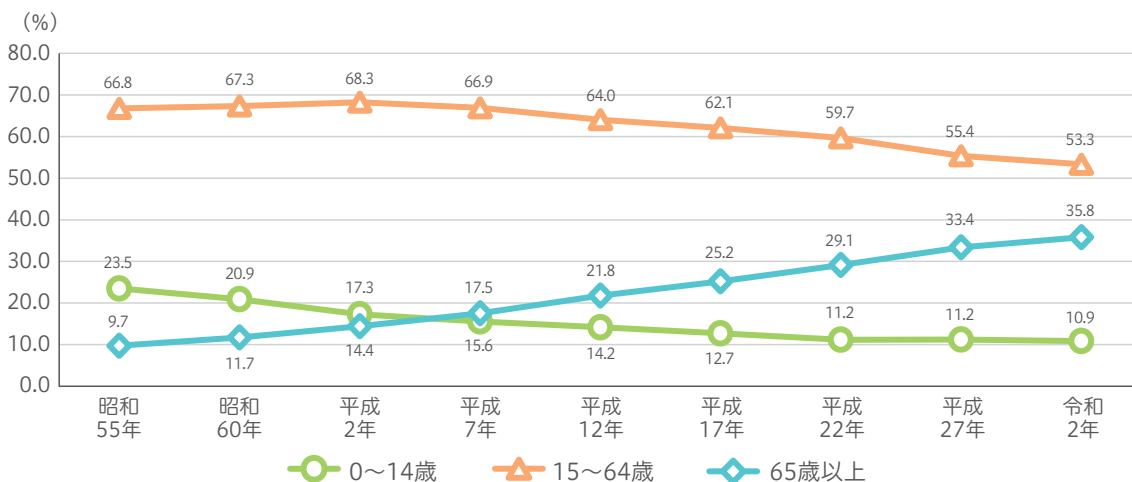
▼人口の推移



資料：R2(2020)年までは総務省「国勢調査」

R7(2025)年以降は社人研「日本の将来推計人口」(R5(2023)年推計)

▼年齢3区分 人口構成比の推移

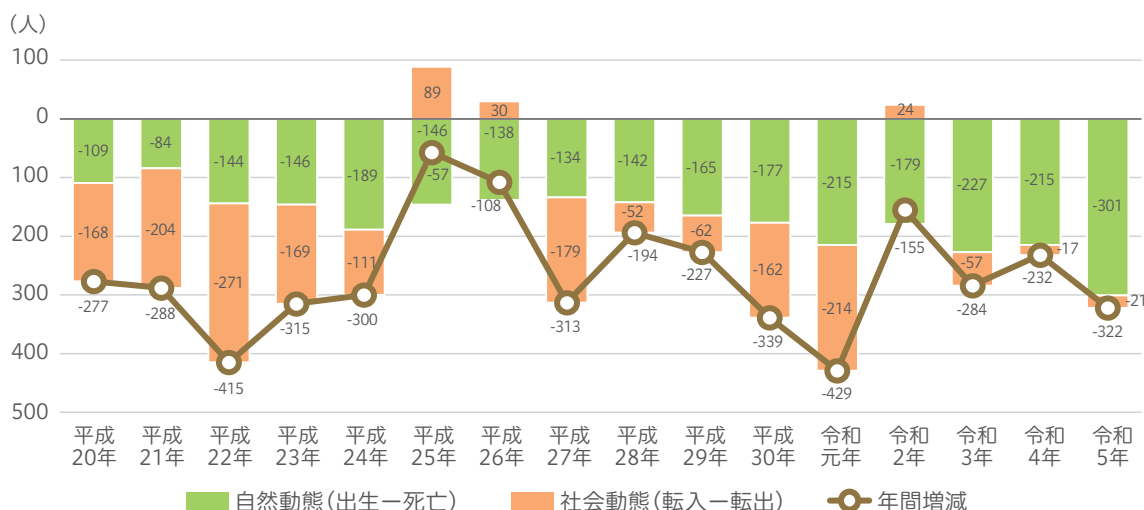


資料：国勢調査

(2) 人口動態の推移

人口動態では、死亡者数が出生者数を上回る自然減が続いています。転出数が転入数を上回る社会減の傾向も続いています。

▼人口動態の推移

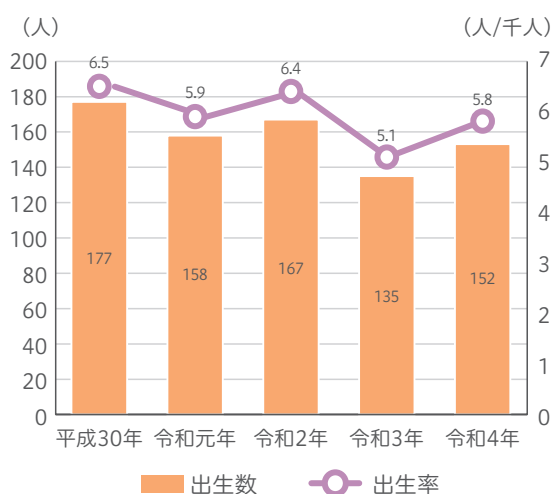


(3) 出生数と出生率

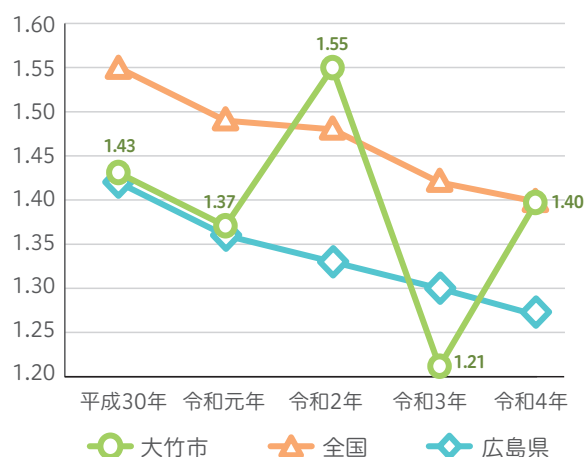
出生数と出生率は、増減を繰り返し、近年は減少傾向となっています。

合計特殊出生率も同様に、近年は減少傾向にあり、全国、県と比較してもやや低い水準となっています。コロナ禍における出会いの機会の減少や、経済的な不安感が影響し結婚や出産を控える傾向が影響しているものと考えます。

▼出生数と出生率の推移



▼合計特殊出生率

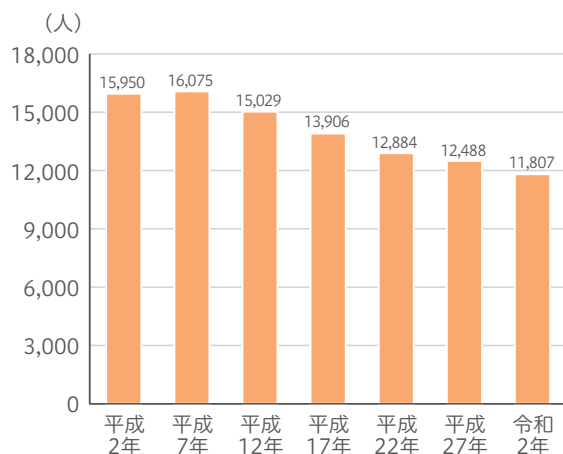


資料：広島県人口動態統計年報

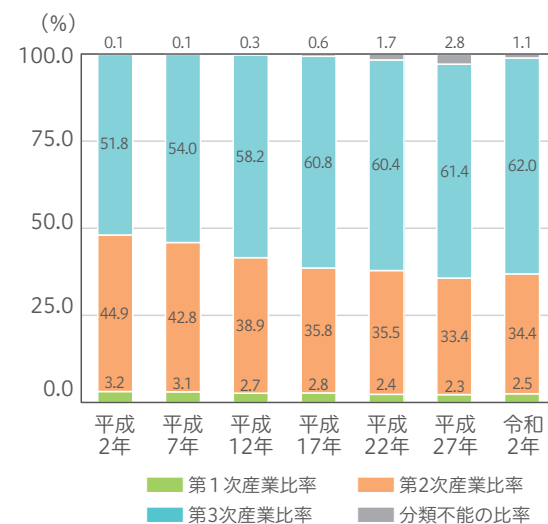
(4) 産業・経済

産業別就業者数は年々、減少傾向となっています。産業別就業者比では、第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。第1次産業は極めて低い水準で推移しています。

▼産業別就業者数



▼産業別就業者比率

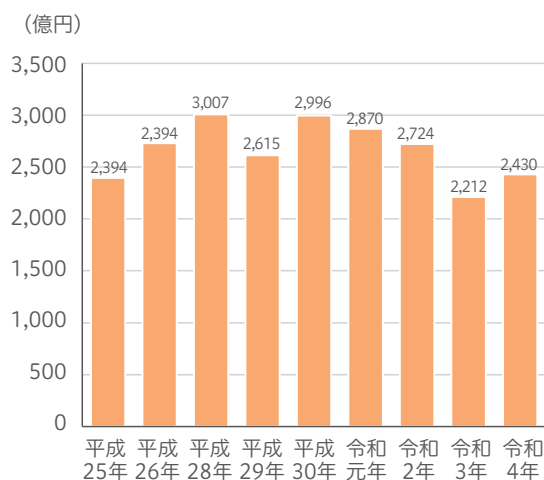


資料:国勢調査

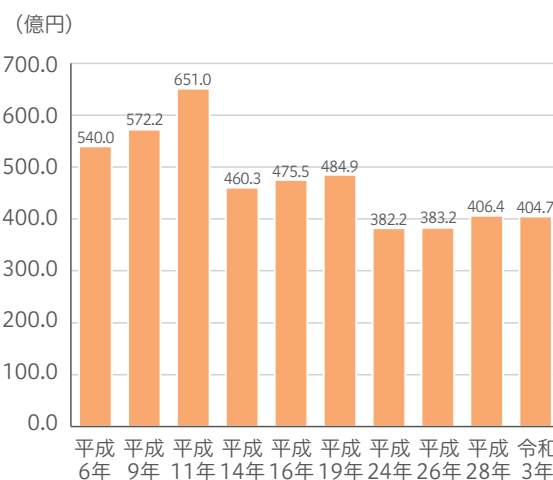
工業における製造品出荷額等は、平成25(2013)年から増減を繰り返していますが、令和4(2022)年は増加しています。

商業における年間商品販売額は、平成24(2012)年からはほぼ横ばいとなっています。

▼製造品出荷額等の推移



▼年間商品販売額の推移



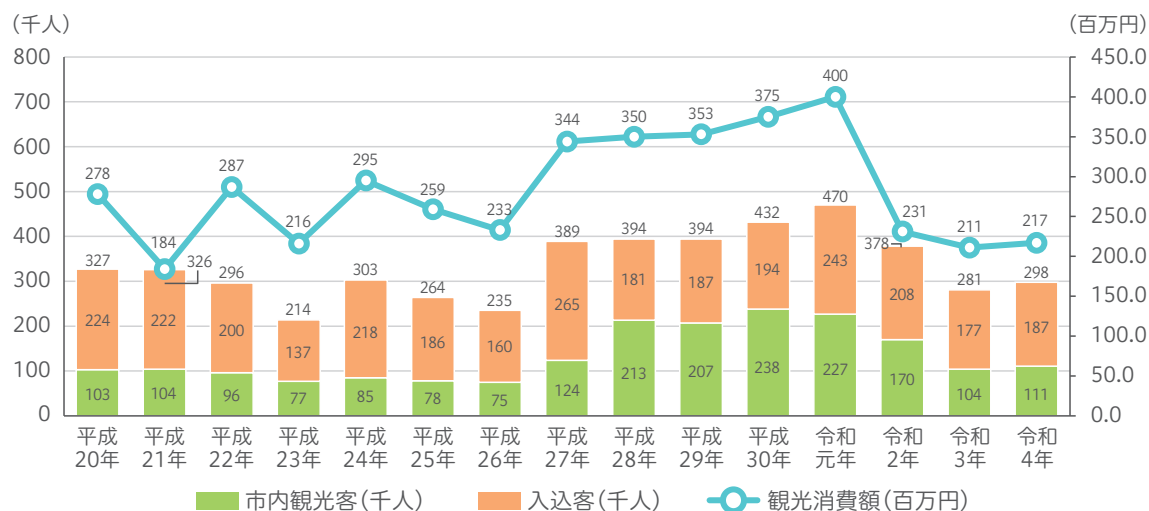
資料:工業統計調査/経済センサス/経済構造実態調査

※平成26(2014)年までは各年12月31日現在で工業統計調査を実施。平成27年工業統計調査は実施せず、平成28(2016)年6月1日現在で平成28年経済センサスを実施(平成28(2016)年6月1日現在の事業所数・従業者数など)、以降6月1日現在で工業統計調査を実施。

(5) 観光業

観光客数、観光消費額は平成20(2008)年以降、増減を繰り返し推移しています。令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、減少していましたが、令和4(2022)年にやや増加しています。

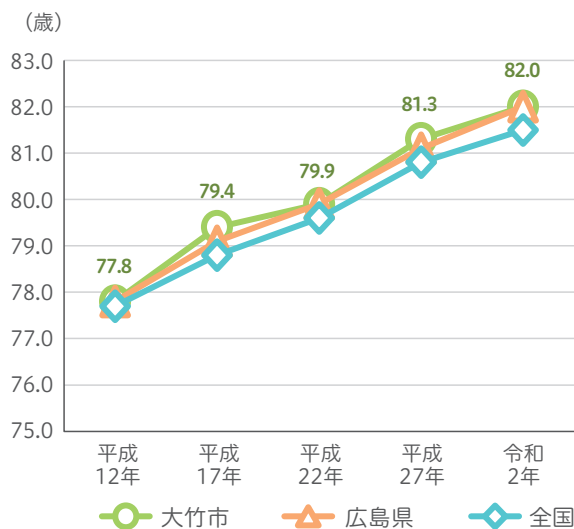
▼観光客数・観光消費額の推移



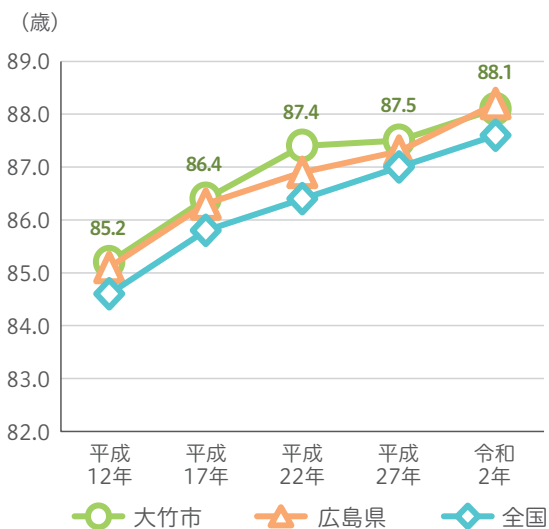
(6) 平均寿命

平均寿命は、男女ともに年々延びており、広島県・全国と同じ水準で推移しています。

▼平均寿命 男性



▼平均寿命 女性



資料：市区町村別生命表

(7) 防災

以前は地震や台風等による、家屋の損壊等の被害が発生していましたが、近年は豪雨等の異常気象による被害が発生しています。ここ数年は大きな被害は発生していません。

地域の防災力を測る1つの指標として、本市の自主防災組織率は、令和2(2020)年以降に上昇傾向にあります。

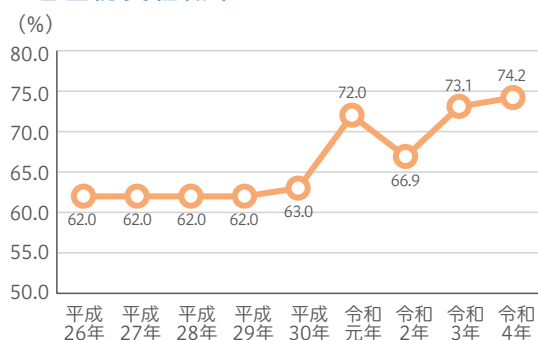
消防団員の条例定数に対する充足率は、令和2(2020)年から減少傾向で令和4(2022)年は約9割となっています。

▼大竹市において発生した近年の主な災害

年月日	種類	被害状況						
		人的被害		物的被害				
		死者 行方不明者 (人)	負傷者 (人)	家屋の 全壊・半壊 (戸)	家屋の一部 損壊 床上・床 下浸水(戸)	道路・橋梁の 決壊 陥没・ 流出(箇所)	堤防・ 護岸 決壊 (箇所)	土砂・ 山崩れ (箇所)
平成13年3月24日	芸予地震		1	2	518			
平成16年9月7日	台風18号			4	352	3	4	7
平成17年9月6日	台風14号				27	18	26	7
平成26年8月6日	豪雨			1	141	16		60
平成30年7月5日～7月9日	豪雨		1		39	5		49

資料：大竹市地域防災計画

▼自主防災組織率



▼消防団員充足率

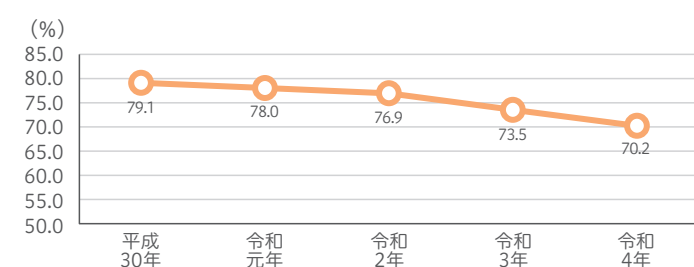


資料：広島県「消防防災年報」

(8) 市民協働

自治会の加入率は年々減少傾向にあり、令和4(2022)年では、平成30(2018)年の79.1%から8.9ポイント減少しています。

▼自治会加入率の推移



資料：大竹市データ

(9) 行財政

財政力指数は少しずつ低下していますが、高い水準にあり、類似団体内平均を上回っています。
将来負担比率は平成30(2018)年以降減少が続いていますが、類似団体内平均と比較すると依然として高い水準にあります。

経常収支比率は90%を超え、財政構造の弾力性が低い状況が続いています。

実質公債費比率は減少傾向となっていますが、類似団体内平均と比較すると高い水準にあります。

共通凡例

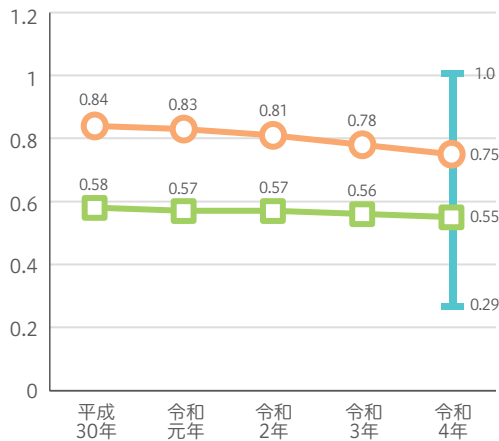
○ 大竹市

□ 類似団体内平均

■ 類似団体内の最大値及び最小値

▼ 財政力指数

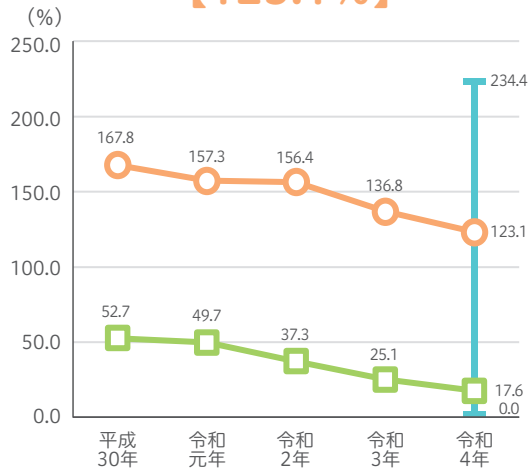
【0.75】



▶ 類似団体内順位: 6/82
▶ 全国平均: 0.49 ▶ 広島県平均: 0.52

▼ 将来負担比率

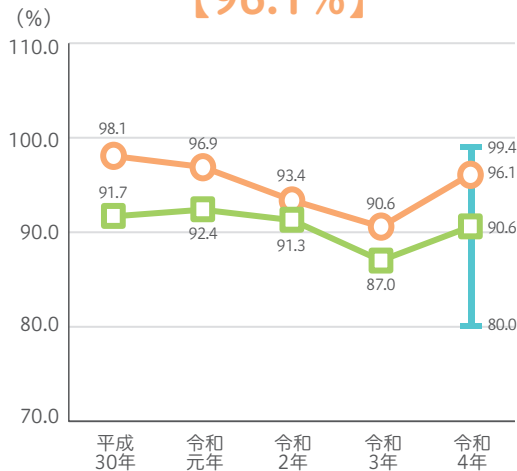
【123.1%】



▶ 類似団体内順位: 80/82
▶ 全国平均: 8.8 ▶ 広島県平均: 73.3

▼ 経常収支比率

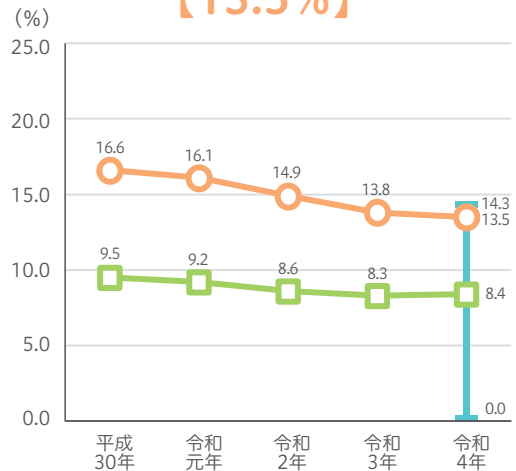
【96.1%】



▶ 類似団体内順位: 76/82
▶ 全国平均: 92.2 ▶ 広島県平均: 94.3

▼ 実質公債費比率

【13.5%】



▶ 類似団体内順位: 81/82
▶ 全国平均: 5.5 ▶ 広島県平均: 7.5

資料: 総務省「市町村決算カード」

Chapter.04

まちづくりの 課題

1 第1期基本計画の評価

第1期基本計画は、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が掲げる4つの基本目標と2つの横断的な目標の考え方を踏まえた第2期大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」）を内包する形で一体的に策定し、第2期総合戦略の「まち」「ひと」「しごと」の各基本目標を実現するための施策を重点取組として位置づけています。

このことから本市では施策の方向性、5年間に行う取組及び目標（KPI）を分野ごとに第1期基本計画に掲載するとともに、その評価を総合戦略推進会議において毎年度実施してきました。

▼第1期基本計画の個別施策



第1期基本計画で設定した評価指標の目標達成率は、令和2(2020)年度以降のコロナ禍の影響もあり、39.2%(29指標/74指標)でした。数字だけ見ると良い結果とは言えませんが、第1期基本計画期間中には、大竹駅の橋上化・自由通路の整備や小方地区まちづくり事業への着手といったハード事業や、給食費の無償化や医療費助成対象者の拡大といったソフト事業をバランスよく実施し、長年の課題であった事業や将来を見据えた事業に取り組むことができました。

また、民間美術館や民間宿泊施設、商業施設も立地が進み、整備が進んだ晴海臨海公園と合わせて、市外、県外から多くの方が本市を訪れ、賑わいが生まれています。

一方で令和5(2023)年度に発生した、上水道の大規模断水のようにインフラや公共施設の老朽化問題への対応や、DXの取組、自治会加入率の低下、施策を進めるための担い手不足等の地域課題も見えてきました。

2 市民アンケートからみる課題

本市では、まちづくりの指針として将来像や理念を定めた基本構想に掲げる「分野別取組宣言」の6分野に対する評価を把握するため毎年、市民アンケートを実施しています。

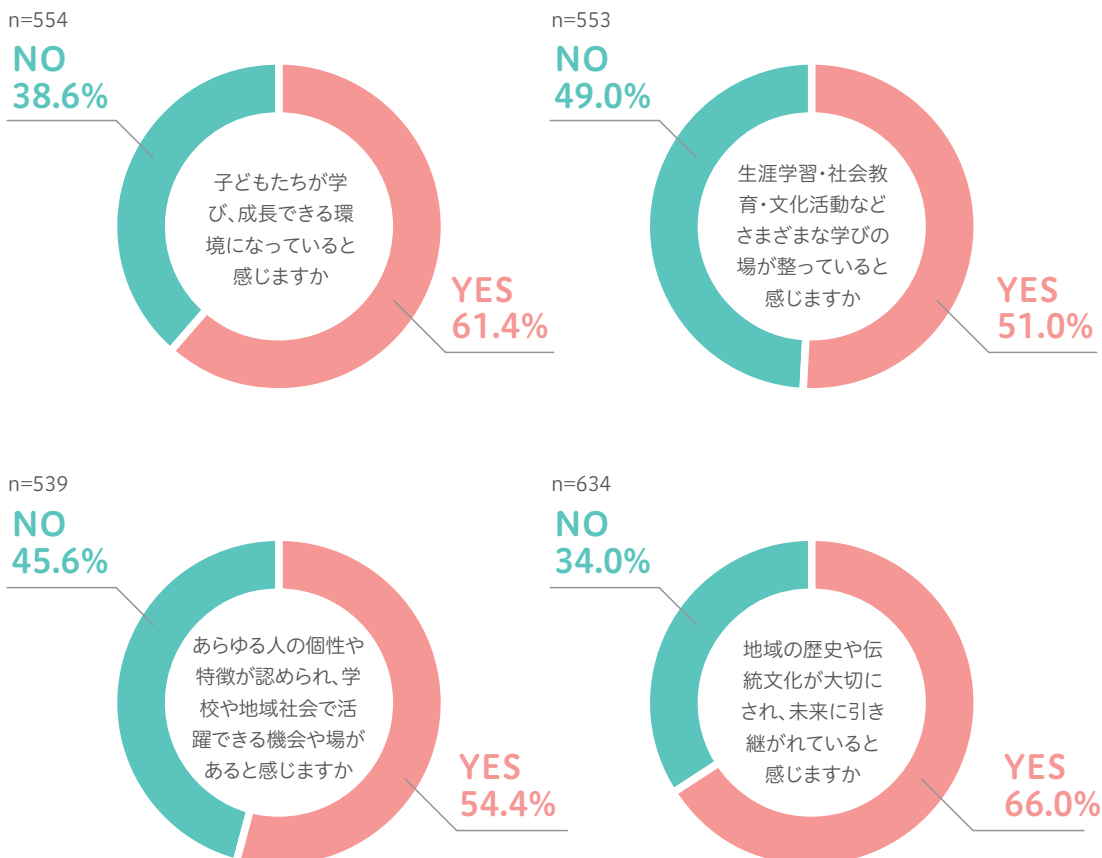
各分野の評価や自由記述等をもとに、肯定的な評価が多い項目でも課題を整理し、第2期基本計画の取組へ反映します。

▼アンケート調査について

調査対象	大竹市内に在住する満18歳以上の男女 (住民基本台帳法に基づく登録者(令和6年6月16日現在))
標本数	2,000人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	調査用紙の発送・回収ともに郵送方式 (回収はインターネット回答併用)
調査期間	令和6年7月4日(木)～7月31日(水)
有効回答数及び回収率	回答数 634件(32.0%) 582件(91.8%)(郵送) 52件(8.2%)(インターネット)

(1) 教育・文化

▼関連する市民アンケートの設問

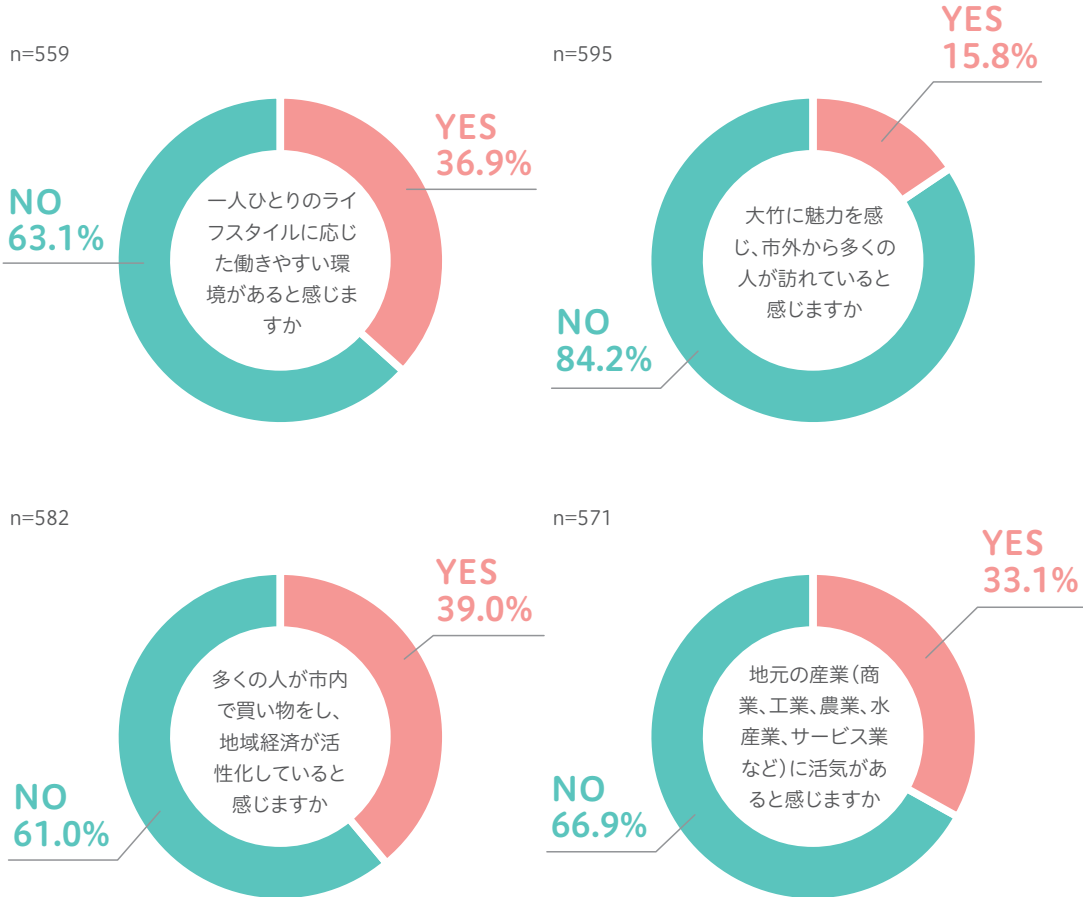


▼主な課題

- ICT教育の推進や国際化社会等、多様な変化に柔軟に対応するための教育環境の充実や主体的に学ぶ力を身につけた次世代を担う人材育成が求められています。
- 市民一人ひとりが心豊かに暮らせるまちとするために、文化・芸術・スポーツ活動が継続的に行える拠点や環境づくりが求められています。
- 地域の文化財を積極的に活用し、郷土への関心や親しみを持つための機会の提供が必要です。
- 全ての人が性別や国籍、文化、生活様式等の違いを越えて、相互に理解し、尊重し合う社会基盤づくりが求められています。

(2) 産業・雇用

▼関連する市民アンケートの設問

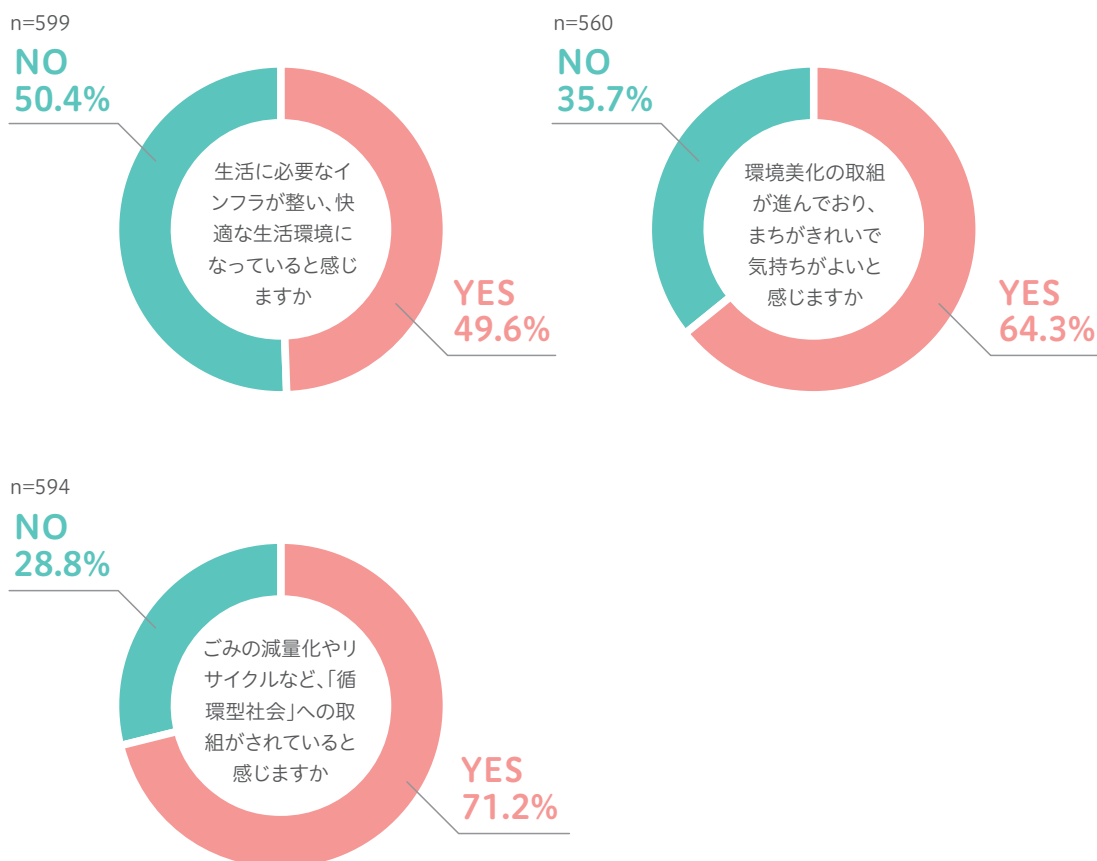


▼主な課題

- 農林水産業や製造業等の既存産業が、時代に対応しながら継続・発展し続けられる基盤づくりが求められています。
- 地域経済をけん引する産業の創出や産業人材の充足が求められています。
- 年齢や性別を問わず誰もが意欲を持って働く環境を整備するとともに、継続的な創業支援が求められています。
- 大竹市の魅力を発信し、観光客の誘致策や市内消費を促す施策が必要です。

(3) 生活・環境

▼関連するアンケートの設問



▼主な課題

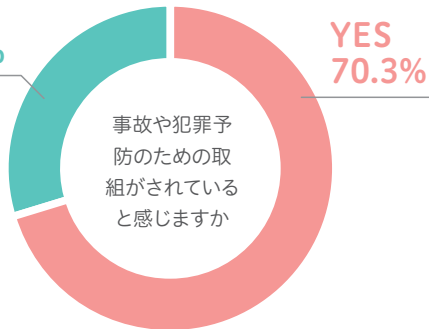
- 市民生活や企業活動を支える水道・下水道施設の計画的な更新・耐震化・長寿命化等の安全安心に向けた取組が求められています。
- 旧小方小・中学校跡地等、市有地の有効活用により、魅力的なまちづくりの推進や良質な住環境の整備が求められます。
- 誰もが移動しやすく、安全で環境にも配慮した公共交通機関や道路の整備を進めることが求められています。
- 循環型社会や脱炭素社会の実現に対する関心が高まっており、より一層の取組が必要です。

(4) 安全・安心

▼関連するアンケートの設問

n=566

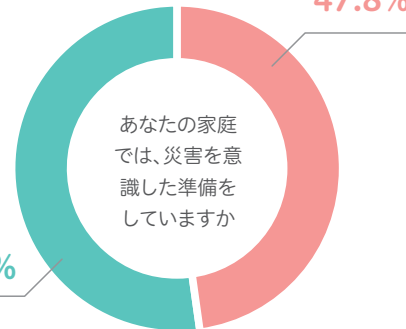
NO
29.7%



n=600

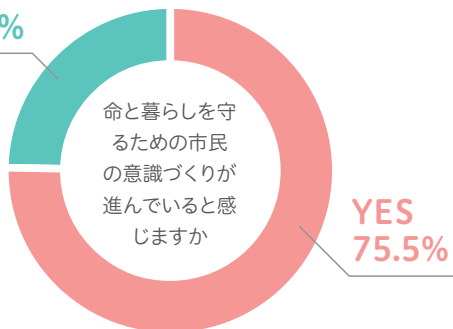
YES
47.8%

NO
52.2%



n=571

NO
24.5%

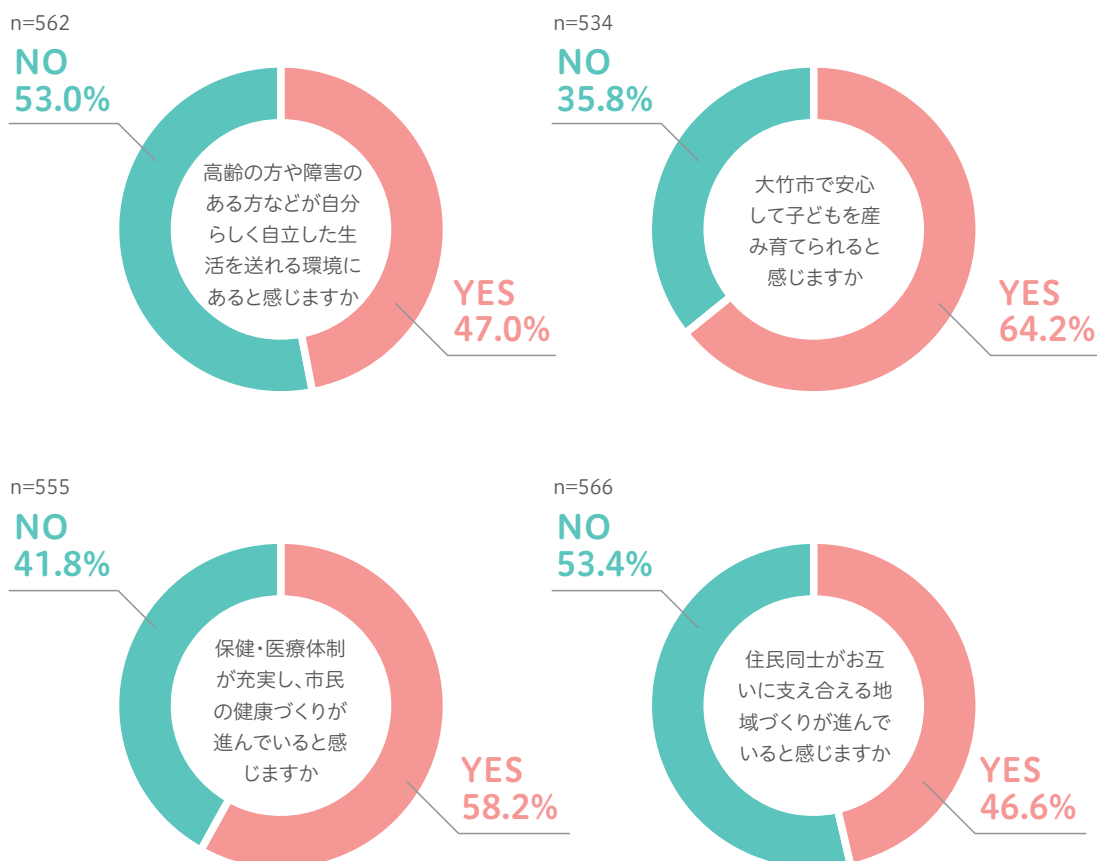


▼主な課題

- 自然災害や火災等に備えて、市民一人ひとりの意識や地域の防災力を高めるための取組や啓発が必要です。
- 地域や関係機関等と連携し、地域における防犯活動や交通安全活動の充実が求められています。
- 激甚化する自然災害や南海トラフ地震等を想定し、市民の命を守るための、防災対策や消防、救急体制のさらなる充実が求められています。

(5) 健康・福祉

▼関連するアンケートの設問



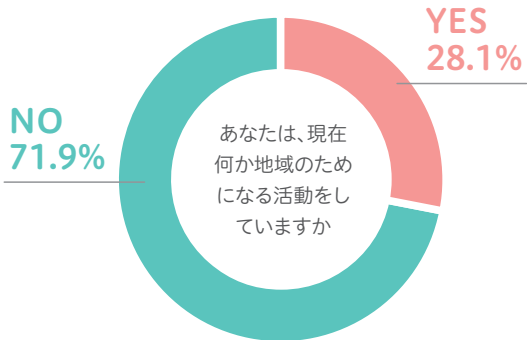
▼主な課題

- 増加傾向にある高齢者への支援や子育て施策等について、複雑化、多様化する需要に対応する取組が求められています。
- 本市の地域特性を踏まえた保健・医療の体制整備や地域福祉の担い手の充実が求められています。
- 健康で豊かな生活の実現のため、生活習慣病や心の病気を予防する取組が求められています。

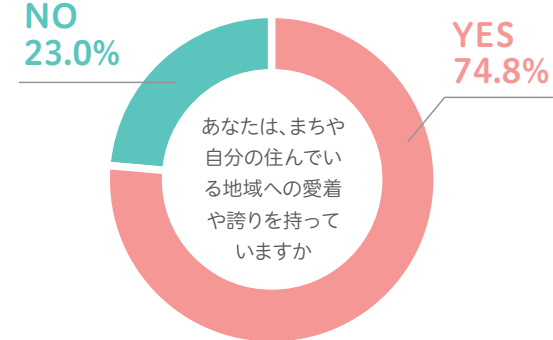
(6) 自治・行政運営

▼関連するアンケートの設問

n=583



n=580



▼主な課題

- 地域課題を市民主体で解決していくための活動や体制づくりが求められています。
- 地域づくりを進めるため、地域への誇りや愛着を持つ市民を増やすための取組が必要です。
- 安定した行政サービスが提供できるよう、効率的な行財政運営や職員の人材育成等、将来を見据えた健全で柔軟な行政経営が求められています。
- 多様なツールを活用した情報の発信と提供体制が求められています。

3 市民アンケートからみる 分野別評価

分野ごとの設問に対する肯定的な評価の割合を分野ごとに分析しました。割合が高いほどその分野の満足度が高いと判断します。

第1期基本計画期間中の3年間の傾向としては、大きく変わらない結果となりました。

肯定的な評価を受けた分野の上位は「安全・安心」、「教育・文化」、「健康・福祉」で、最も低い評価となったのは「産業・雇用」でした。

特に力を入れてほしいと思う分野の上位は「健康・福祉」、「生活・環境」で、最も低いのは「自治・行政運営」でした。

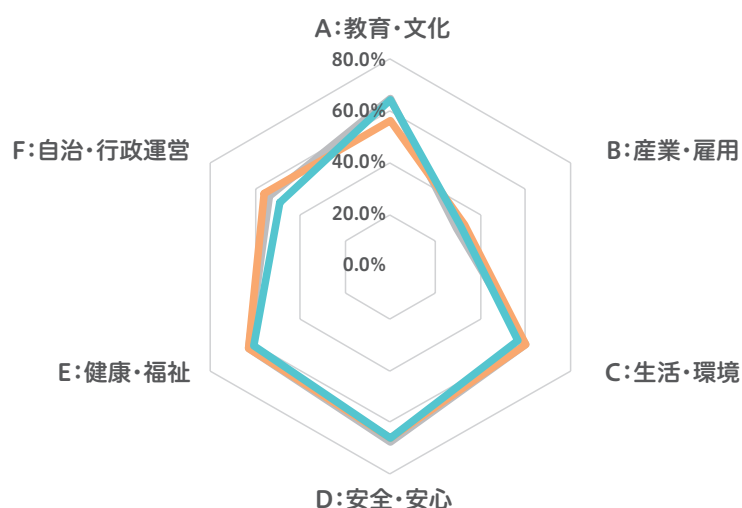
共通凡例

令和3年

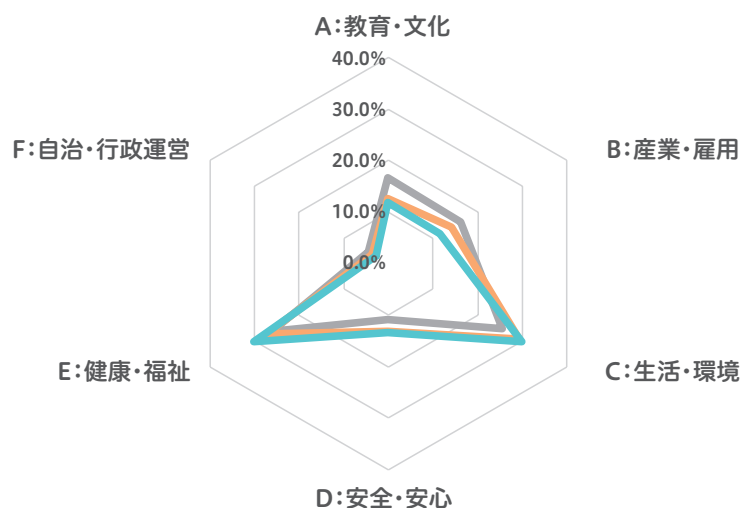
令和4年

令和5年

▼【現状】分野別肯定評価



▼【今後】特に力を入れてほしい分野



4 市民アンケートからみる デジタル化の取組

アンケートの設問で、市が導入した方がよい(進めた方がよい)と思う取組について伺いました。

結果は、「書かない窓口サービス(市役所窓口での書類記入を不要とする)の導入」が40.5%で最も高く、「市役所手続きのオンライン化」が35.2%で次に高く、「スマホの使い方などの講座開催(情報格差是正のための取組)」が29.8%で3番目に高くなっています。

